

第7章 計画の推進に向けて

(1) 実施計画に基づく着実な計画の推進

本計画で定める施策体系に従い、向こう3年間の「実施計画(具体的な取組)」を別に作成します。「実施計画」については毎年度の効果検証を行うとともに、ローリング方式により毎年度改訂し、本計画の施策・事業を着実に推進することとします。

(2) 全庁体制の構築と関係機関との連携

本村の最上位計画でありむらづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣市町 村 と連携して推進してきます。

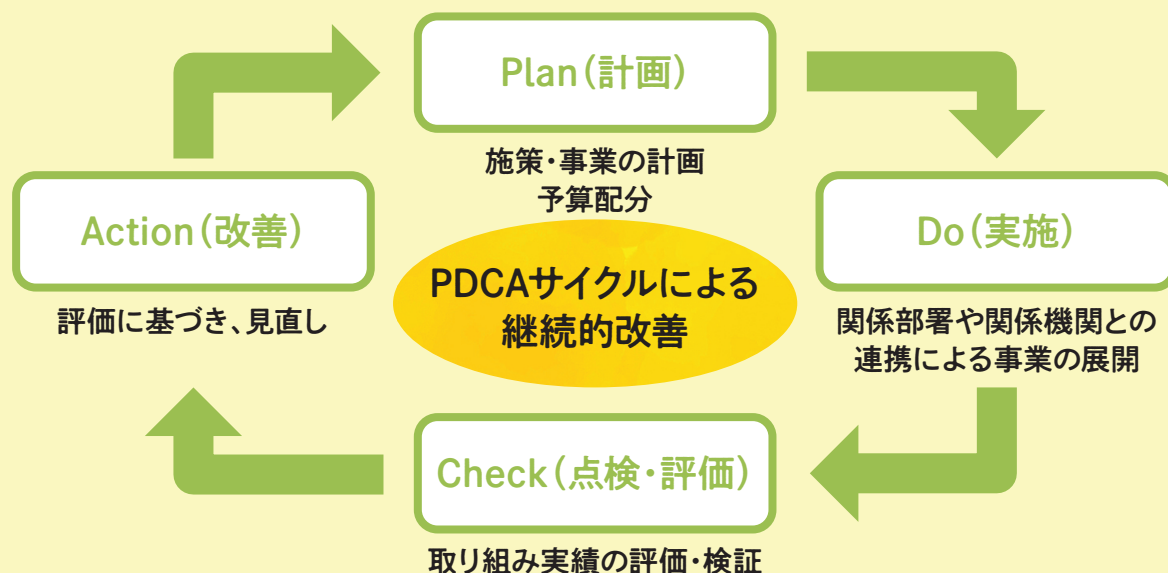
(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

村民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、区長、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開を目指します。

(4) 計画の進捗管理

本計画で取り組むむらづくりの基本方針を実現するため、計画(Plan)に基づき前年度に実施した事業の成果や達成を整理し(Do)、目標に向けた検証作業を行い(Check)、検証を踏まえた事業の見直しや改善につなげ(Action)、次年度以降の事業の取り組みや予算編成・行政評価に反映させます(Plan)。



資料編

- 1 宇検村振興計画審議会条例
- 2 第6次宇検村振興計画審議会委員名簿
- 3 策定経過
- 4 諮問・答申

1 宇検村振興計画審議会条例

昭和44年9月25日条例第17号

改正

平成24年6月18日条例第7号

(設置)

第1条 村長の諮問に応じ、宇検村振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議させるため、宇検村振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が任命する。

- (1) 村議会の議員 2人
- (2) 村教育委員会の委員 1人
- (3) 村農業委員会の委員 1人
- (4) 村役場の職員 1人
- (5) 公共的団体の役員又は職員 7人
- (6) 学識経験者 1人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年6月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 第6次宇検村振興計画審議会委員名簿

| | 区分 | 氏名 | 所属団体等 | |
|----|------------------|--------|----------------------|-----|
| 1 | 村議会議員(議長) | 杉浦 治俊 | 宇検村議会議員(議長) | |
| 2 | 村議会の議員(副議長) | 吉永 常明 | 宇検村議会議員(副議長) | |
| 3 | 村教育委員会 | 後藤 恭子 | 宇検村教育委員 | |
| 4 | 村農業委員会 | 石原 將央 | 宇検村農業委員会委員 | 会長 |
| 5 | 公共的団体の役員 又は職員 | 前田 尚登 | 宇検村漁協協同組合(組合長) | |
| 6 | | 前田 健 | あまみ農業協同組合宇検支所長 | |
| 7 | | 保池 広和 | 宇検村商工会会長 | |
| 8 | | 俊岡 恵美子 | 宇検村地域女性団体 連絡協議会会長 | |
| 9 | | 貞野 優一 | 宇検村民生委員会会長 | |
| 10 | | 栄 光成 | 宇検村老人クラブ連合会会長 | |
| 11 | | 河野 三郎 | 宇検村青年団連絡協議会会長 | |
| 12 | 学識経験者 | 里村 強志 | 学識経験者 | 副会長 |
| 13 | 村役場の職員 | 辰島 月美 | 宇検村企画観光課長 | |

3 策定経過

| 年月 | 項目 | 主な内容 |
|---------|------------------------------------|---|
| 令和3年11月 | 第1回 総合振興計画策定委員会 総合振興計画策定作業部会 | ◎第6次総合振興計画の策定に向けて ◎アンケート調査について 等 |
| 令和3年12月 | 住民アンケート調査の実施 | ◎村内在住の16歳以上の方全員 ◎村立中学校に在籍する中学生 |
| 令和3年12月 | 出郷者調査の実施 | ◎宇検村出郷者団体登録者 ◎村広報紙送付登録者のうち18～23歳の方 |
| 令和3年12月 | 関係団体等アンケート調査 | ◎宇検村内の企業・事業者 ◎村内のむらづくり団体や経済団体等 |
| 令和4年3月 | 第1回総合振興計画審議会 | ◎委嘱状交付 ◎諮問 ◎第6次総合振興計画の策定について ◎アンケート調査結果報告 等 |
| 令和4年9月 | 庁内各課ヒアリング | ◎第5次計画の評価、検証 ◎課題の整理 ◎今後の方針、具体的な取組 等 |
| 令和4年9月 | トップヒアリング | ◎村長及び教育長 |
| 令和4年9月 | 第2回 総合振興計画策定委員会 総合振興計画策定作業部会 | ◎アンケート調査結果について ◎第5次総合振興計画の評価 ◎基本構想(案)について 等 |
| 令和4年9月 | 第2回 総合振興計画審議会 | ◎第5次総合振興計画の評価 ◎基本構想(案)について 等 |
| 令和4年12月 | 第3回 総合振興計画策定委員会 総合振興計画策定作業部会 | (書面) ◎第6次総合振興計画(素案)について |
| 令和4年12月 | 第3回総合振興計画審議会 | ◎第6次総合振興計画(素案)について |
| 令和5年2月 | 第4回 総合振興計画策定委員会 総合振興計画策定作業部会 | ◎第3回審議会意見について ◎重点プロジェクトについて ◎成果指標について 等 |
| 令和5年2月 | 第4回総合振興計画審議会 | ◎第3回審議会意見について ◎キャッチフレーズ(案)について ◎重点プロジェクト 等 |
| 令和5年3月 | パブリックコメント | ◎ホームページ等において意見募集 |
| 令和5年3月 | 第5回総合振興計画審議会 | ◎パブリックコメントの結果について ◎第6次総合振興計画(案)の承認 ◎答申(案)について 等 |
| 令和5年3月 | 答申 | |

4 諮問・答申

令和5年3月30日

宇検村長 元山公知 殿

宇検村振興計画審議会
会長 石原 將央

第6次宇検村総合振興計画について(答申)

本審議会は、令和4年3月11日付36号をもって諮問のあった第6次宇検村総合振興計画について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申します。

記

当審議会において慎重に審議した結果、この計画は長期的展望に立った本村の指針として妥当なものとして認められます。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議結果の意を十分に尊重され、その実現に努められるとともに、特に次の事項について格段の配慮をされるよう要望します。

- 1 本計画の推進にあたっては、計画の趣旨や内容を村民と共有し、村民や団体、事業者など多様な主体による協働のむらづくりを推進すること。
- 2 「奄美の自然・歴史・文化がきらめく焼内湾を包む結のところでつながるむら うけん」の実現に向け、社会経済の様々な変化に対応するため、限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)を有効に活用し、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 3 世界自然遺産に登録された自然・歴史・文化を守り、次世代に引き継ぐために、「保全」と「利用」のバランスのとれた施策を推進するとともに、村民のむらへの愛着と誇りの醸成に努めること。
- 4 Uターンや移住の阻害要因の1つとなっている住まいについて、一方では地域課題となっている空き家の活用を推進することや、その確保に努めること。
- 5 SDGs(持続可能な開発目標)と連動させた本計画に基づき、政策・施策を実施し、本村におけるSDGsの推進を図ること。
- 6 本計画を着実に推進するために、計画の進行管理を適切かつ継続的に実施し、新たな地域課題が発生した場合に、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めること。

第6次宇検村総合振興計画

令和5年3月

発行:宇検村 企画観光課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915

TEL:0997-67-2211(代表) FAX:0997-67-2912

